

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H03304

研究課題名(和文) グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性

研究課題名(英文) Problems and possibilities of interdisciplinary legal study and legal education in an age of globalization

研究代表者

山元 一 (YAMAMOTO, Hajime)

慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授

研究者番号：10222382

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,560,000円

研究成果の概要(和文)：人権論に関しては、国際人権条約機関の意見と国内裁判機関との関係を解明し、また国際的な家族関係をめぐる新たな法的課題に対応する手法について検討した。公法理論に関しては、グローバル化が公法学のパラダイムにとってどのような影響を与えているかを解明した。行政法では、行政過程における民主主義的正当性を解明した。刑事法では、各国の文化的・宗教的相違をふまえた法規制のあり方を検討した。商事法では、国家法に代替する秩序について検討した。基礎理論では、比較衡量こそ現在グローバル化している法的思考様式であることを明らかにした。グローバル化の下の法学教育については、法整備支援・教育の意義を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：With respect to human rights theory, we examined the relationship between International human rights treaty organizations and domestic jurisdictions, and the legal methods available for responding to new legal issues surrounding international family relations. As for public law theory, we examined how globalization is influencing public law paradigms. In administrative law, we examined "democratic legitimacy" in administrative process. In terms of criminal law, we examined how laws and regulations differ between each country based on culture and religion. As for commercial law, we examined orders that can substitute state orders. In relation to jurisprudence, we discussed how the balancing of interests is dominating legal thinking in a globalizing world. As for legal education under globalization, we discussed the significance of supporting legal and judicial reform, and that of legal education provided by Japan to other Asian countries.

研究分野：憲法学

キーワード：グローバル化 法学研究 法学教育 学際的研究 国家主権 法源

## 1. 研究開始当初の背景

グローバル化社会の進展に伴う主権国家の地位低下は、ラディカルな「法の変容」をもたらしつつある。(a)従来、公法は領域によって地理的に区切られた主権国家の最高規範である憲法を頂点として、憲法規範の枠内で民主的正統性を有する議会が制定した法律に依拠して、国家の統治作用を法的に統制するという考え方が支配的であった。ところが統治の対象のグローバル化に伴って、このような規範的枠組がかなり相対化し、憲法>法律>省政令等という形で一元的に構成されていた法秩序が、その法秩序の外部からの<法の入力>によって開放化を余儀なくされてきている。具体的にいえば、環境、貿易、スポーツ、インターネットなど諸々の領域で、国際的な公私の機関が各国政府に代わって、あるいは各国政府の連携に基づいて、行政活動に類似した公益管理作用(グローバル・ガバナンス)を担うようになってきている。従来このような現象は国際法による規律の対象と考えられてきたが、今日では国内公法に由来する原理(説明責任、透明性、適正手続等)に基づく規律を及ぼす必要性が高まっている。(b)刑事法の領域では、従来の国際条約締結を契機とする国内法整備の次元を超えて、国際刑事裁判所が重要な問題を提起している。同裁判所の罰則の定義規定には日本刑法に存在しないものもあるが、このような定義に含まれる行為は国際的刑罰権の対象となっており、請求があれば日本は被疑者を国際刑事裁判所に引き渡す義務を負っている。また、「ジェノサイドの罪」やヘイト・スピーチについては「全ての者の国外犯を処罰する」との規定を有する国も多く、日本国内で行われた行為が外国法上の犯罪を構成する事態となっている。(c)取引法に関しては、主権国家は、一般に国内の取引を前提に自国の経済・社会政策を目的として法を制定する。国家法では、国際取引の専門性・迅速性の要請や当事者のニーズに十分応えられないため、非国家的アクターによるグローバルな規範形成が進んでいる。加えて、資本市場の信頼を得るための会社法制の実現がグローバルな課題となる中で、企業会計の領域における国際的コンバージェンスの進展により、会社の計算のルール作りは日本法に独自の仕方で行うことは不可能となっている。(d)家族法の領域では、日本のハーグ子奪取条約の批准に見られるように、国際的家族形成へのグローバル・スタンダードによる対応が迫られている。その一方で、グローバル化に伴って重国籍者が増え、少数民族や宗教共同体がマイノリティー集団として登場する中で、国家法としての本國法や常居所地法による規律では対応できず、宗教規範や慣習規範等の考慮の必要が生じる場面も増加している。(e)このような国内法の変化は、国際法の構造変容に対応している。国内社会において国際法

的とする国際法規範(国際人権法、国際刑事裁判所規程)が登場し、そのような国際法規範はそれぞれ判断審級を装備するようになり、具体的な事案に対する判決・決定や具体的な法関係に対する行政作用を及ぼす法的判断を行うようになってきている。

以上のような「法の変容」に対して学際的な共同研究によって変容の全体構造を解明し、従来の法思考のあり方を再考しつつ、法学の様々な課題を横断的視座から究明することは急務であり、さらに、その研究成果を踏まえて、法学教育の今日的なあり方を再検討することが必要となる。

## 2. 研究の目的

(1)「法の変容」は、主権国家のあり方および法の把握の仕方に関する新たな視座を模索する必要性を生じさせている。この点、「主権国家の地位低下」について、法社会的視点からは、グローバル化社会における現代/ポストモダンの法について平面的な「場」全体を覆う力の流れとして把握する可能性があり得る。それによって、実定法学の解釈・適用にも示唆を与えることのできる主権国家のあり方についての把握を試みることが課題となる。具体的には、従来の法的思考が、そのインテグリティーに対する「信仰喪失」を経験しつつあることを踏まえて、このような現代/ポストモダンの法思考がどのような経路を経て伝播し、どのような回路を通じて各国で定着しているのか、について解明する必要がある。

(2) グローバル化による「主権国家の地位低下」が引き起こしている法源の問題に取り組む。人権問題については、例えば、2013年9月4日の最高裁・非嫡出子相続分差別規定(民法900条4号但書)の違憲決定は、比較法の動向(フランス法やドイツ法の変化)と並べて、自由権規約委員会や児童の権利委員会が「懸念」や「法改正の勧告」を行ったことを、明示的に新たな法的判断の根拠としている。このように、従来は単なる外国法の情報や外国における意見としてしか捉えられていなかった法素材が、多元的かつ複層的な仕方でも人権問題の法的解決にダイナミックな影響を与えていることを直視し、それを人権法源として理論化する試みが求められている。さらに、マイノリティーを法的に保護するために、国家法以外の宗教規範や慣習規範を法源として取り込む可能性を検討する必要がある(西谷・業績10)。グローバル・ガバナンスについては、国際機関の決定が個人の法的地位に影響を及ぼす例(京都議定書におけるCDM認証)や、ある国の民法法に基づいて設立されたに過ぎない非営利法人が国際公益の管理を担う例(ISO)について、また国際取引やグローバル企業の進出に伴う市場構造の変容やコーポレート・ガバナンスのグローバル化がもたらす諸問題について、法源論を踏まえて、どのように根拠づけるかを検討する必要がある。

(3)犯罪の処罰のグローバル化は、極めて広範な行為の犯罪化を引き起こし、表現の自由や罪刑法定主義にとって脅威となる可能性を秘めており、その限界づけを検討することが求められている。

(4)(1)-(3)で見た諸現象をどのような仕方で法学教育に反映させるか、という問題が提起される。従来の法学部教育で一般的であった基本法（憲法・民法・刑法等）の分野別の体系的講義は、従来の国家法を中心とする法分類を前提に、基礎的な法的知識を能率的に教育するためには最も優れた方法であった。しかし、グローバル化によって「法の変容」がもたらされている今日、日本法の体系を前提としつつも、「法の変容」の全体像をも視野に入れた法学教育を行うことが、現代において真の意味でリーガルマインドを身につけた人材を育成するために必要不可欠である。そのためにいかなる方法で法学教育を行うかを改めて検討することも、急務である。

### 3. 研究の方法

2015年度の主要な課題は、現在の日本が「法の変容」期を迎えていることを踏まえ、グローバル化に伴う「法の変容」の実像の正確な測定を行うことである。そのために、主権国家の存在を前提としない手続的法原理によってグローバル化する行政の規律を図る<行政統制モデル>や資本市場で信頼の得られる<会社モデル>や<「共通（公）法」モデル>など、現在の「法の変容」が示唆するモデルと現実に進行している事態を明確に比較し、それを学際的に検証することが課題となる。2016年度および2017年度は、2015年度の研究成果を踏まえて、「法の変容」の今後の見通しを考察し、それに対応する法学の課題の検討を行う、さらにそれらを踏まえた法学教育についての検討を行う。

### 4. 研究成果

2015年度(1)人権論に関しては、2015年出された夫婦同姓強制問題と再婚禁止期間について国際条約機関の意見が最高裁にどのように取り扱われているか、その問題点がどこにあるかについて、グローバル化社会における日本法の問題点として検討を加えた。(2)公法理論に関しては、興津が、論文「グローバル化社会と行政法」(法律時報 88巻 2号)を公表し、グローバル・ガバナンスという事象に日本の行政法学説がどのように応接しているか(いないか)という観点から、グローバル化をめぐる日本の言説のあり方を批判的に検討した。(3)民法の領域に関しては、アグリビジネスのグローバル化をめぐる民事上の法律問題を検討した。具体的には、種子に対する知的財産権と農業者のアクセス、土地の収奪に対抗するための慣習法上の土地所有権に関する議論を取り上げ、法的課題を明らかにした。(4)刑事法については、先端科学技術研究分野では、生命・

環境倫理の問題が、一国内にとどまらないグローバルな対応を要請しているものの、各国の文化的・宗教的相違も無視しえない。これらの分析をふまえた法規制のあり方を検討した。(5)商事法の分野では、企業活動にかかる法とグローバル化の関係について、企業法務関係者に聞き取り調査を行った。対外的な商取引は、資本自由化後、早くからグローバル化(国際化)に対応したが、それを支えたのは、法学部出身の法務部員の知識それ自体だけでなく、柔軟な思考と行動力であることを解明した。(6)グローバル化の基礎理論の領域では、アナリス・ライルズ教授を招いての研究会において、同教授の「コラボレーション」論に対するコメントを行った。それを通じて、分担者自身の「法的思考」論に新たな意味を発見/付与することができた。

2016年度(1)公法・人権領域においては、グローバル化のなかの世界と日本の規範構造の動態を把握するために、「グローバル立憲主義」の理論状況を明らかにし、「国際人権」「国内人権」の概念史を概括し、ASEANにおける人権観念の変遷を明らかにした。また戦間期に形成された「国際民主主義」思想が戦後日本の法思考にどのような影響を与えたか、について検討した。国際家族法及び国際人権法の観点からは、従来の国際私法における準拠法の決定及び適用の手法が、親子関係、ムスリム移民の家族関係の規律などの新しい問題に対処するには不十分であり、国際的な規範設定の必要性が生じていることを明らかにした。行政法的見地からは、「正統性」の概念に着目し、「行政過程の正統性と民主主義」の意義を解明した。(2)刑事法領域においては、1 犯罪論の体系の相違および法律・命令・指針といった規制形式の相違と政策決定のあり方の関連性、2 社会と法制度との望ましい結び付きを、法学教育および市民の司法参加の局面から検討した。(3)民商法領域においては、1 シェアリング・エコノミーの急速な普及による法の変容について分析と検討を行い、取引法領域において、事業者の規律を通じた取引秩序の維持という国家の役割が揺るがされており、国家法に代替する秩序が模索されていることを明らかにした。2 企業関連分野では、規範の名宛人である企業にとっては、外国に進出した日本企業は、規範の内容が不確定で諸規範の間の整合性がかならずしも保障されない状況下で営利目的を達成すべく活動してきたことを明らかにした。(4)基礎法学領域では、すべての法的言説を政策に還元してしまう政策分析(比較衡量)こそ現在グローバル化している法的思考様式であること、その基盤となるのが主権国家ではなく「帝国」であることを確認したうえで、「帝国」の構造を分析した。

2017年度基礎理論の分野では、現在グローバル化している法的思考=政策分析の法制

度的基盤を成すと目される「当事者対抗的リーガリズム」について検討を行った。国際・国内公法の分野では、グローバル化が公法学のパラダイムにどのような影響を与えるかについて、検討を加えた。憲法の観点からは、第二次世界大戦後の支配的パラダイムとなった「国際的民主主義」の方法的実質的含意について検討した。行政法の観点からは、国際機関の民主的正統性について、民主主義における正統性概念の分析を行い、国際社会において公共的決定の正統性が保たれるための条件を探求した。さらに、いかにして国家間並びに国家及び非国家主体との規整権限の分配を図り、グローバル・ガヴァナンスを実現しうるか、を検討した。また人権との関係では、「国際人権」「国内人権」の概念史をヨーロッパ人権条約とその解釈方法論の動向に照らして明らかにした。ヨーロッパ各国のムスリム移民と多文化主義をめぐる議論状況を踏まえながら、国際的な家族関係をめぐる新たな法的課題に対応する手法について検討した。刑事法の分野では、国際条約への国内法による対応に着目した検討を進めた。また、民間団体レベルの国際的規制枠組みの構築における刑事法的な保護法益論や利益衡量の役割を明らかにした。民・商事法の分野では、家族法に関する最近の3つの最高裁合憲判決を比較検討することにより、実質的には人類学で指摘される日本の家族意識に沿う結論を出している点で共通することを明らかにした。グローバルに事業を展開する我が国の上場企業の企業統治からみた、ビジネスにおける効率性の追求と社会的要請への応答との関係について、社会的価値を推進しようとする国際社会の動きに対する企業統治の観点からの評価を踏まえて検討を加えた。グローバル化の下の法学教育について、アジア法・法整備支援論教育の試みを総括し、その意義を明らかにした。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計30件)

1. 山元一, グローバル化世界と憲法制定権力, 法学研究, 査読無, 91巻1号, 2018年, 49-70頁
2. 山元一, グローバル化世界と憲法制定権力(続), 慶應法学, 査読無, 39号, 2018年, 1-21頁
3. 高山佳奈子, 医学研究規制における人と動物の区別, 文明と哲学, 査読無, 10号, 2018年, 208-216頁
4. 小畑郁, 企画趣旨 アジアにおける日本法教育研究センターとは何か, それをどう考えるべきか, 法律時報, 査読無, 90巻3号, 2018年, 46-47頁
5. 興津征雄, 行政法から見た国際行政法

山本草二の論文を読む, 社会科学研究, 査読無, 69巻1号, 2018年, 5-28頁

6. 山元一, 最高裁に舞い降りた『国際民主主義』者 横田喜三郎, 法律時報, 査読無, 89巻2号, 2017年, 106-111頁
7. 横山美夏, 公益法人制度の意義: フランス法との比較法的考察, NBL, 査読無, 1104号, 2017年, 6-12頁
8. 高山佳奈子, 国際刑事法と国内法の関係, 刑法雑誌, 査読無, 56巻3号, 2017年, 500-504頁
9. 高山佳奈子, 共謀罪の何が問題か, 法律時報, 査読無, 89巻10号, 2017年, 76-81頁
10. 高山佳奈子, アンチ・ドーピング体制の整備に関する法的課題 刑法・比較法の視点から, 日本スポーツ法学会年報, 査読無, 24号, 2017年, 18-29頁
11. 高山佳奈子, 共謀罪立法と死刑制度, 身同, 査読無, 37号, 2017年, 103-113頁
12. 西谷祐子, グローバルな秩序形成のための課題 国際法と国際私法の協働をめざして, 論究ジュリスト, 査読有, 23号, 2017年, 43-50頁
13. 西谷祐子, 「文化の衝突」と国際人権, 査読有, 28号, 2017年, 60-66頁
14. 船越資晶, 「法の帝国」を再想像する, 法律時報, 査読無, 89巻2号, 2017年, 100-105
15. 興津征雄, 国際機関の民主的正統性, 公法研究, 査読無, 79号, 2017年, 148-158頁
16. 石山文彦, 文化多様性の尊重を制約するもの, 比較法研究, 査読有, 78号, 2017年, 200-205頁
17. 山元一, フランスにおける「立憲主義」, 法学教室, 査読無, 428号, 2016年, 30-36頁
18. 山元一, トランスナショナルとドメスティックの間で揺れる最高裁, 法律時報, 査読無, 88巻3号, 2016年, 1-3頁
19. 山元一, 立ち竦む『闘う共和国』: テロリズム攻撃に直面するフランスにおける表現の自由, 法律時報, 査読無, 88巻2号, 2016年, 101-106頁
20. 横山美夏, グローバル化時代の市民生活と民法学, 法律時報, 査読無, 88巻7号, 2016年, 78-83頁
21. 高山佳奈子, グローバル化社会における法学教育, 法律時報, 査読無, 88巻8号, 2016年, 52-57頁
22. 小畑郁, グローバル化のなかの『国際人権』と『国内人権』 その異なる淵源と近年の収斂現象・緊張関係, 法律時報, 査読無, 88巻4号, 2016年, 86-91頁
23. 小畑郁, グローバル化のなかの東アジア地域憲法秩序化への課題と展望, Asian Law Bulletin, 査読有, 創刊号, 2016

- 年, 2-16 頁
24. 小畑郁, 国連人権理事会の現況 諮問委員会の視点から, 国際人権, 査読無, 27号, 2016年, 67-70 頁
  25. 小畑郁, グローバル化のなかの『国際人権』と『国内人権』 その異なる淵源と近年の収斂現象・緊張関係, 法律時報, 査読無, 88 卷 4 号, 2016 年, 86-91 頁
  26. 西谷祐子, グローバル化社会と国際私法 国際家族法の視点から, 法律時報, 査読無, 88 卷 10 号, 2016 年, 70-77 頁
  27. 興津征雄, グローバル化社会と行政法 グローバル・ガバナンスへの日本の学説の対応, 法律時報, 査読無, 88 卷 2 号, 2016 年, 79-85 頁
  28. 山元一, <「持続」を意識する民主主義>の憲法理論, 論究ジュリスト, 査読無, 13 卷, 2015 年, 93-99 頁
  29. 高山佳奈子, メディアとしてのドイツ法, 文明と哲学, 査読無, 7 号, 2015 年, 155-159 頁
  30. 興津征雄, 競争秩序と事業者の利益 JASRAC 事件審決取消訴訟の原告適格論と独禁法のエンフォースメント, 民商法雑誌, 査読有, 150 卷 4・5 号, 2015 年, 533-586 頁

〔学会発表〕(計 12 件)

1. 高山佳奈子, 于改之氏報告『中国刑法における不法集金類型の犯罪』へのコメント, 華東政法大学・経済刑法研究会シンポジウム「金融犯罪」(国際学会), 2017 年
2. 興津征雄, グローバル時代の国際法における国際行政法アプローチの今日的意義, 国際法学会 2017 年度研究大会 公募分科会(招待講演), 2017 年
3. 山元一, 世界のグローバル化と立憲主義の変容, 憲法理論研究会, 2016 年
4. Mika Yokoyama, Comment mettre le droit foncier au service du developpement agricole?, Colloque international, Universite Catholique de l'Afrique de l'Ouest (国際学会), 2016 年
5. 小畑郁, Theoretical Reorganization of Subjectivity of Individuals in International Law, Global Seminar on Individual Responsibility in International Law: Concepts and Consequences (招待講演)(国際学会), 2016
6. OBATA Kaoru, "The Formation of the ASEAN Economic Community and Challenges for Legal Assistance; An Introduction", アジア法交流館落成記念・国際シンポジウム「アジア - 日本『法協力』の新時代 教育と研究の交錯と発展」(国際学会), 2016 年
7. 興津征雄, 国際機関の民主的正統性, 日本公法学会, 2016 年

8. 興津征雄, The Pluralization of Publicness in Global Administrative Law, International Seminar: "Global Administrative Law between Humanitarianism and Securitization" (招待講演)(国際学会), 2016 年
9. Yukio Okitsu, Accountability as a Key Concept for Global Administrative Law: A Good Governance Mantra or a Globalized Legal Principle?, Tri-National University Meeting: "States and Borders" (国際学会), 2016 年
10. Kanako Takayama, Mangel am Embryonenschutz, Mangel am Embryonenschutz (国際学会), 2015 年
11. Kaoru OBATA, "Thoughts in Constitutional Change of Japan under the Allied Occupation; From the Viewpoint of Modern Theories of Public Law", 成均館大学校 'Faculty Colloquium' (国際学会), 2015 年
12. 小畑郁, 国連人権理事会の状況 - 諮問委員会の観点から, 国際人権法学会, 2015 年

〔図書〕(計 16 件)

1. 山元一, 石川健治, 西村裕一, 辻村みよ子, 長谷部恭男, 福島涼史, 高田篤他, 日本評論社, 「国家と法」の主要問題, 2018 年, 400 (165-175)
2. 山元一, 工藤達朗, 西原博史, 鈴木秀美, 小山剛, 毛利透, 三宅雄彦, 斎藤一久他, 信山社, 憲法学の創造的展開 (下巻), 2017 年, 734 (599-621)
3. 山元一, 渡辺康行, 木下智史, 尾形健, 赤坂幸一, 嘉多山宗他, 日本評論社, 憲法学からみた最高裁判所裁判官, 2017 年, 400(323-335)
4. 山元一, 樋口陽一, 長谷部恭男, 中島徹, 石川健治, 成澤孝人他, 日本評論社, 憲法の尊厳, 2017 年, 572(463-492)
5. 山元一, 辻村みよ子, 只野雅人, 新井誠他, 信山社, 政治変動と立憲主義の展開 【講座 政治・社会の変動と憲法 フランス憲法からの展望 第 巻】, 2017 年, 368 頁(3-14, 39-80)
6. Mika YOKOYAMA, Sebastien Beaugendre, Carine Bernault, Philippe Briand, et al., Dalloz, Liber amicorum: Melanges en l'honneur de Francois Collart Dutilleul, 2017, 738(699-706)
7. 高山佳奈子, 岩波書店, 共謀罪の何が問題か, 2017 年, 72
8. Hans-Peter Marutschke, Kanako Takayama et al., Heymanns Verlag Gmbh, Rechtsvergleichung mit Japan, 2017, 246(59-66, 179-188)
9. 興津征雄, 佐藤幸治, 泉徳治他, 日本評論社, 行政訴訟の活発化と国民の権利重

- 視の行政へ，2017年，522(152-174)
10. Yuko Nishitani, Hans-Peter Marutschke, Heymanns Verlag GmbH, Rechtsvergleichung mit Japan. Zu allgemeinen Rechtsbegriffen und zur Bedeutung der Rechtsvergleichung, 2017, 246(117-142)
  11. Kanako Takayama, Makoto Tadaki, Mohr Siebeck, Aktuelle Entwicklungslinien des japanischen Strafrechts im 21. Jahrhundert, 2017, 220(3-13)
  12. 石山文彦他，丸善出版，社会学理論応用事典，2017年，952(730-731)
  13. 山元一，成澤孝人，赤坂幸一他，敬文堂，対話的憲法理論の展開，2016年，360(57-68)
  14. 石山文彦，瀧川裕英他，法律文化社，問いかける法哲学，2016年，288(202-217)
  15. 浅野有紀，原田大樹，藤谷武史，横溝大，大西 楠・テア，興津征雄，小畑郁，村西良太，弘文堂，グローバル化と公法・私法関係の再編，2015年，370(47-84,129-145,206-240)
  16. Fumihiko Ishiyama, Tetsu Sakurai, Makoto Usami et al., Human Rights and Global Justice, Franz Steiner Verlag, 2014, 167(89-95)

〔産業財産権〕  
なし

〔その他〕  
なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山元 一 (YAMAMOTO, Hajime)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号：10222382

### (2) 研究分担者

横山 美夏 (YOKOYAMA, Mika)  
京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号：80200921

高山 佳奈子 (TAKAYAMA, Kanako)  
京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号：30251432

齊藤 真紀 (SAITO, Maki)  
京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号：60324597

小畑 郁 (OBATA, Kaoru)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：04019617

西谷 祐子 (NISHITANI, Yuko)

京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号：30301047

船越 資晶 (FUNAKOSHI, Motoaki)  
京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号：70362548

興津 征雄 (OKITSU, Yukio)  
神戸大学・法学研究科・教授  
研究者番号：10403213

### (3) 連携研究者

松本 英実 (MATSUMOTO, Emi)  
青山学院大学・法学部・教授  
研究者番号：50303102

藤谷 武史 (FUJITANI, Takeshi)  
東京大学・社会科学研究所・准教授  
研究者番号：90313056

松尾 弘 (MATSUO, Hiroshi)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号：50229431

松田 岳士 (MATSUDA, Takeshi)  
大阪大学・高等司法研究科・教授  
研究者番号：70324738

五十君 麻里子 (IGIMI, Mariko)  
九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授  
研究者番号：30284384

須網 隆夫 (SUAMI, Takao)  
早稲田大学・法務研究科・教授  
研究者番号：80262418

石山 文彦 (ISHIYAMA, Fumihiko)  
中央大学・法学部・教授  
研究者番号：80221761

荻野 奈緒 (OGINO, Nao)  
同志社大学・法学部・教授  
研究者番号：30546669

(4) 研究協力者  
なし